

南九州市告示第13号

南九州市認定新規就農者等収入保険制度加入支援事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和8年1月30日

南九州市長　塗　木　弘　幸

南九州市認定新規就農者等収入保険制度加入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この告示は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）及び新たに法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）となった者（以下「認定新規就農者等」という。）に対し、円滑な経営確立及び地域農業の担い手としての定着を促進し、本市農業の持続的発展を図るため、全国農業共済組合連合会と業務委託を締結する鹿児島県農業共済組合が取り扱う収入保険制度（以下「収入保険制度」という。）に加入した認定新規就農者等に対し、予算の範囲内において南九州市認定新規就農者等収入保険制度加入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条　補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- (1)　本市に住所を有する者（法人にあっては、本店又は主たる事務所を市内に有すること。）
 - (2)　全国農業共済組合連合会が定めるところにより、収入保険制度に係る保険の契約（以下「保険契約」という。）を市の会計年度開始直前の直近の1月1日（以下「基準日」という。）時点で成立させている者であって、かつ、当該保険契約の初回の成立が令和6年1月1日以降であるもの
 - (3)　認定新規就農者又は令和6年度以降初めて認定を受けた認定農業者
- 2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

- (1) 南九州市暴力団排除条例（平成24年南九州市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員である者
 - (2) 市税等の滞納がある者
 - (3) 過去に収入保険制度による補助金を受領したことのある者。ただし、複数の個人が法人化した法人の場合はこの限りでない。
 - (4) 前項第3号の認定を共同で受けている場合で、共同経営者が過去に本補助金を受領したことがある者
- (補助対象経費等)

第3条 補助金の補助対象経費は、全国農業共済組合連合会が定めるところにより、収入保険制度に係る加入者が負担する保険料とする。

2 補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基準日の属する年の12月1日から翌1月31日までに、認定新規就農者等収入保険制度加入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収入保険証書の写し又は収入保険制度に加入したことを証明できるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定（以下「交付決定等」という。）を行い、認定新規就農者等収入保険制度加入支援事業補助金交付決定兼確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付期間)

第6条 補助金の交付期間（以下「交付期間」という。）は、交付決定等を初めて受けた年度から連續した3年間とし、交付期間中に認定新規就農者の認定期間を満了した場合も補助金の交付を受けることができるものとする。ただし、保険契約を解約した場合は、交付期間中再び当該保険関係を成立させたとしても補助金の交付は受けられないものとする。

(補助金の請求)

第7条 交付決定等の通知を受けた申請者は、規則第17条第1項に規定する補助金等交付請求書（以下「請求書」という。）に申請者名義の振込先口座の通帳の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出があったときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和8年1月1日以降に保険期間が開始する収入保険制度から適用する。

別表（第3条関係）

区分	補助率	補助限度額
1年目	1／2以内	16万円
2年目	1／3以内	
3年目	1／3以内	10万円

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

南九州市長 様

住所又は所在地

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

認定新規就農者等収入保険制度加入支援事業補助金交付申請書

年度における南九州市認定新規就農者等収入保険制度加入支援事業補助金の交付を受けたいので、南九州市認定新規就農者等収入保険制度加入支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、私は同要綱第2条に規定する補助対象者に該当し、申請内容に虚偽がないことを誓約します。なお、申請内容の審査に当たって、市が市税等の申告納付状況等を調査することに同意します。

記

- | | | |
|---------------|---|---|
| 1 収入保険掛捨て保険料額 | 金 | 円 |
| 2 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 添付書類 | | |
- (1) 収入保険証書の写し又は収入保険制度に加入したことを証明できるもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

南九州市長

認定新規就農者等収入保険制度加入支援事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日 付けで申請のあった 年度南九州市認定新規就農者等収入保険制度加入支援事業補助金については、南九州市認定新規就農者等収入保険制度加入支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付を決定し、確定したので通知します。

記

- 1 交付決定及び確定額 金 円
2 交付条件

南九州市認定新規就農者等収入保険制度加入支援事業補助金交付要綱及び南九州市補助金等交付規則を遵守すること。